

岸田＝安倍政治の暴走原子力政策

原子カムラと経産省が主導する拡大政策

運転期間の制限(40年ルール)撤廃の暴挙は許されない

2022年10月21日 山崎久隆（たんぼぼ舎共同代表）

現代では、欧米やアジアのあちこちで、ポピュリズム的な又は反動的な政治の台頭や右傾化が急速に進んでいる。

「民主国家」といわれる国でも、強権的で専制的な政治が広まっている。

こちらは政治家がそうしているというよりも、国民がそうした政体を選び始めていると思った方が良いかもしれない。これには日本も含まれる。

第一次大戦から第二次大戦の、いわゆる「大戦間のヨーロッパ」では、当時最も民主的な憲法といわれたワイマール憲法を持つドイツ共和制から、独裁者ヒットラーが台頭した。

ナチス・ドイツ（ドイツ第三帝国）成立の歴史から学ぶことは多い。

◎原子力政策を転換させた原発震災

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方にかけて強大な揺れが襲い、青森県から茨城県にかけての大平洋岸一帯に津波が襲いかかった。約2万人の死者・行方不明者を出し、社会インフラにも甚大な被害が出た。

その中でも最大の人災をもたらしたのは原発だ。太平洋岸に立地していた15基が被災し、そのうちの東京電力福島第一原発で全6基のうち運転中だった3基全てがメルトダウンした。

拡散した放射性物質の影響により避難指示が出た人は、16万4000人余（福島県の避難者数は2012年5月で16万4665人）。その中から多くの人が避難の途中で、あるいは避難先で体調を悪化させ亡くなった。

「震災関連死」と呼ばれているこれらの死は、その後も増え続け、福島県の合計は2022年3月で3784人。震災の直接犠牲者（1838人）よりも多い。

原発は何故「地震と津波」に破壊されたのか、この検証は今も終わっていない。

事故の原因究明は、被災者、犠牲者への賠償や災害復旧、再発防止のためには必要欠くべからざるものだ。本来は原因究明が終わらなければ、原子力政策の先行きも決められない。

まして再稼働や工事中の原発建設の再開、核燃料サイクル政策を先に進めることもしてはならないはずだ。しかしこれらは強行された。最初の大間違いだった。

◎それでも震災後に原子力の規制に大幅な変更が加えられた

第一に、原子力安全委員会と原子力安全・保安院を解体し、原子力規制委員会（以下規制委）を作った。それまでは、いずれも推進側の省庁に属していた規制機関を環境省の外局としつつ、独立性を持たせて規制を強化することにした。

それまでは運転の停止等を命ずることが出来るのは経産大臣（商業炉）と内閣総理大臣（研究炉）だったが、これを規制委の所管事項とした。

第二に、規制機関が運転を許可する基準である「原子炉等規制法」を改正し、東日本大震災で得た知見を盛り込み、「これまでに経験したことのない地震、津波、火山噴火などの自然災害」の対策を盛り込む。

加えて一般には「テロ対策施設」とされているが、安全規制に基づいて定めた対策すら超える影響を受けた結果、原発の冷却システムや電源系統が使用不能となった

後であっても、原子炉を停止し、炉心を冷やし、さらにメルトダウンをした場合でも外部に大量の放射性物質を放出するリスクを低減する（具体的には福島第一原発事故の100分の1以下に抑える）ことを義務づけた。

後段の部分は、「特定重大事故等対処施設（特重）」と呼ばれる外付けの設備で達成することも義務化している。実態としては「テロ対策」ではなく、事前に準備する安全対策がごとく突破された場合でも、とにかく炉心を冷却し、放射性物質の拡散を防止することに特化した設備だ。これを追加で設けることで、解明困難又は途上の福島第一原発事故を「再発させない」ことへの教訓とした。

これらの安全規制を施した上に、さらに「原子炉等規制法第43条の3の32」に運転制限期間を「40年」に制限する規定を加えた。これは「40年ルール」と呼ばれ

ている。

◎「40年ルール」をやめたい経産省

運転期間の制限を具体的な数値として取り入れたことについては、最初にメルトダウンをした原発がちょうど運転開始から40年を経過した老朽炉であったことも背景にある。

しかし最も大きな理由は、40年の運転年数を仮定した設計上の評価が行われることが多いことだ。原子炉圧力容器の中性子照射による脆化評価や、プラントの起動・停止の繰り返しによる熱疲労評価は40年間の運転期間を仮定している。

震災前の安全委員会でも、30年経過後の「高経年評価」を各原発において実施していて、これが当時の40年超運転のためには必要だった。その後は10年ごとに同様の評価を繰り返し、最大60年までの運転を想定していた。

とりわけ交換不可能な設備、装置類の最大使用可能年数を想定していたと考えられているが、その一つは原子炉圧力容器である。

運転中に原子炉圧力容器は中性子を浴び続ける。圧力容器は鋼鉄製の容器だが、材質としては、鉄以外に銅やニッケルや炭素など複数の元素を含む。それに中性子が当たることで圧力容器の分子構造が損傷を受け、いわば「すかすか」になっていく。これを「中性子照射脆化」という。

圧力容器が破壊されれば、深刻な放射性物質の拡散事故につながるのは誰にも分かる。しかし圧力容器が危険な状態にまで脆化しているかどうかは、正確にはわからない。

そのため、圧力容器と同時に製造される「試験片」を容器内部に取り付け、これを定期的に取り出して「たたき割る」試験を行っている。この容器試験片は寿命を40年と想定して入れてあるから、運転年数を40年と想定していることが分かる。

さらに、交換不可能なものは格納容器だ。これは加圧水型軽水炉の場合も沸騰水型軽水炉の場合も、原子炉の

放射性物質を封じ込める「最後の砦」であり、仮に圧力容器が破損したとしても格納容器が健全であれば、ある程度の封じ込めは可能だ。

しかし格納容器も経年劣化をする上、これが健全性を保っているかどうか、検査することも容易ではない。そのため格納容器の密封性能の試験が毎定期検査毎に実施されているのだが、検査結果偽装事件を起こしたことがあるのが、福島第一原発1号機、まさしくメルトダウンをした原発だった。

格納容器が持たなければどうなるか、実際に起きた例が福島第一原発2号機だ。

当時3基の運転中の原発のなかでもギリギリまで燃料溶融せずに冷却が保たれていたのだが、最後に冷却水がなくなりメルトダウンをした。

その前後に格納容器も破損してしまった。

結果として、福島第一原発から放出した放射性物質の約7割が2号機からのものだった。とされている。格納容器が何時破損したのかは、依然として判明していない。事故の原因の根幹に関わることなのに、わからないまま再稼働を進めている。

特に一部の沸騰水型軽水炉の場合は、圧力容器の直下にある格納容器の部分に溶融した燃料が落下した場合、コンクリートを突き破れば破損してしまう。

福島第一原発事故の教訓として採用された対策は、圧力容器の真下に水を張る装置を取り付けることだったが、これは高温になっている溶融燃料が落下した場合、水蒸気爆発を引き起こす可能性が否定できない。その場合、余裕が小さい沸騰水型軽水炉の場合は、急激な圧力上昇で格納容器が破損してしまう可能性もある。

福島第一原発事故の教訓を生かすためには、事故の原因究明を進めていなければならないし、その知見を取り入れなければならないことは明白だ。しかし国も事業者にも、そのような視点はない。

◎「40年ルール」撤廃を阻止しよう

震災の教訓から与野党の合意で決められた「40年ルール」。最低限の安全対策の一つを、簡単に放棄する政権に原子力の安全を語る資格は無い。

事故が起きれば被災するのは私たちである。断じて許してはならない。

運転制限撤廃について規制委は10月5日、原発運転期間を原則40年と定めた原子炉等規制法の規定を削除することを容認する意向を示した。

しかし、老朽原発を動かすことは極めて大きな危険を伴う。交換できない部品も多く、電力会社の点検できる範囲も限定的だ。規制委の審査は電力会社の申請に基づくものであり、新品同様にするわけではない。

全国の市民団体で、「40年ルール」削除撤回を求める緊急署名も開始されている。個人でも団体でも賛同できるので協力をお願いいたします。